

平成 24 年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

1. 指導の実施状況

(1) 個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	1, 5 5 3件	1, 3 5 8件	1, 3 9 1件	4, 3 0 2件
保 険 医 等	5, 0 7 4人	1, 8 5 4人	2, 2 4 5人	9, 1 7 3人

(2) 新規指定個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2, 2 0 5件	1, 5 2 2件	2, 3 7 6件	6, 1 0 3件
保 険 医 等	2, 9 3 9人	1, 9 2 1人	3, 5 8 8人	8, 4 4 8人

(3) 集团的個別指導

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	4, 8 3 5件	5, 0 8 5件	3, 7 0 2件	1 3, 6 2 2件

2. 適時調査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2, 2 1 7件	2 2件	1 7 0件	2, 4 0 9件

3. 監査の実施状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	5 3件	3 5件	9件	9 7件
保 険 医 等	1 4 7人	7 8人	1 7人	2 4 2人

4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区 分		医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	指 定 取 消	1 3件	1 3件	5件	3 1件
	指 定 取 消 相 当	2 9件	9件	3件	4 1件
	計	4 2件	2 2件	8件	7 2件
保 険 医 等	登 録 取 消	1 0人	2 0人	5人	3 5人
	登 録 取 消 相 当	2人	4人	1人	7人
	計	1 2人	2 4人	6人	4 2人

5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 3 8 件 (保険者、医療機関従事者等、医療費通知)
 (2) その他 3 4 件

6. 返還金額の状況

返還金額は、1 3 0 億 3, 8 9 0 万円であった。

- ・ 指導による返還分 4 0 億 5, 5 9 9 万円
- ・ 適時調査による返還分 7 2 億 2, 4 9 1 万円
- ・ 監査による返還分 1 7 億 5, 7 9 9 万円

7. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況等

区分	保険医療機関等 (単位:件)					保険医等 (単位:人)						
	年度	20	21	22	23	24	年度	20	21	22	23	24
個別指導	医科	1,177	1,227	1,399	1,428	1,553	医師	1,933	1,937	2,282	5,993	5,074
	歯科	1,190	1,337	1,341	1,253	1,358	歯科医師	1,229	1,447	2,040	1,900	1,854
	薬局	1,043	1,102	1,321	1,274	1,391	薬剤師	1,141	1,266	1,698	1,836	2,245
	計	3,410	3,666	4,061	3,955	4,302	計	4,303	4,650	6,020	9,729	9,173
新規個別指導	医科	2,135	2,387	2,219	2,039	2,205	医師	2,329	2,494	2,472	2,297	2,939
	歯科	1,289	1,357	1,390	1,390	1,522	歯科医師	1,309	1,426	1,521	1,607	1,921
	薬局	1,514	1,955	2,263	2,205	2,376	薬剤師	1,497	2,259	2,721	3,052	3,588
	計	4,938	5,699	5,872	5,634	6,103	計	5,135	6,179	6,714	6,956	8,448
集団指導	医科	4,844	5,183	5,332	4,742	4,835						
	歯科	4,505	4,713	5,027	5,043	5,085						
	薬局	3,244	3,358	3,668	3,769	3,702						
	計	12,593	13,254	14,027	13,554	13,622						
適時調査	医科	1,201	1,824	2,099	2,124	2,217						
	歯科	3	54	0	10	22						
	薬局	16	62	18	140	170						
	計	1,220	1,940	2,117	2,274	2,409						
監査	医科	36	39	98	100	53	医師	107	112	263	225	147
	歯科	30	35	47	45	35	歯科医師	81	86	134	96	78
	薬局	3	11	14	16	9	薬剤師	12	25	38	39	17
	計	69	85	159	161	97	計	200	223	435	360	242
取消	医科	14	3	8	20	42	医師	13	2	7	10	12
	歯科	17	13	12	21	22	歯科医師	26	14	13	21	24
	薬局	2	0	2	4	8	薬剤師	2	0	0	3	6
	計	33	16	22	45	72	計	41	16	20	34	42

(注) 「取消」欄の平成21年度以降の件数または人数は、取消相当を含む。

取消の端緒	年度	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
		20	21	22	23	24
保険者等からの情報提供		22	11	12	26	38
その他		11	5	10	19	34
合計		33	16	22	45	72

(注)平成21年度以降の件数は、取消相当を含めた件数である。

年度	返 還 金 額				対前年度比増▲減
	指導によるもの	監査によるもの	適時調査によるもの	合計	
20	252,258	113,854	219,136	585,248	—
21	212,360	91,543	257,138	561,041	▲24,207
22	273,106	161,291	320,000	754,397	193,356
23	207,754	63,513	558,133	829,401	75,004
24	405,599	175,799	722,491	1,303,890	474,489

8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

都道府県	個別指導				新規個別指導				集団的個別指導				適時調査				監査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	28	9	13	50	40	19	29	88	270	239	168	677	193	0	0	193	1	1	0	2
02 青森	21	20	21	62	5	8	20	33	34	47	46	127	44	0	0	44	1	0	0	1
03 岩手	14	14	13	41	3	7	10	20	49	38	40	127	45	0	0	45	0	0	2	2
04 宮城	21	14	30	65	46	32	72	150	72	55	65	192	70	0	0	70	1	2	0	3
05 秋田	20	19	21	60	21	5	16	42	26	28	40	94	34	0	0	34	1	1	0	2
06 山形	22	20	21	63	17	6	19	42	41	33	39	113	34	0	0	34	0	0	0	0
07 福島	29	32	30	91	11	4	24	39	86	59	56	201	62	0	0	62	1	1	1	3
08 茨城	43	51	43	137	19	25	43	87	96	104	84	284	42	0	0	42	0	0	0	0
09 栃木	38	37	28	103	9	12	23	44	36	78	55	169	33	0	0	33	1	2	0	3
10 群馬	31	37	27	95	26	21	44	91	55	80	53	188	39	0	0	39	0	1	0	1
11 埼玉	81	83	73	237	118	104	129	351	165	222	175	562	37	0	0	37	3	1	0	4
12 千葉	49	44	49	142	148	74	131	353	121	240	158	519	44	0	1	45	2	1	0	3
13 東京	97	116	109	322	316	266	289	871	542	791	237	1,570	77	0	0	77	4	2	1	7
14 神奈川	75	122	117	314	188	138	117	443	261	369	246	876	43	0	0	43	0	1	0	1
15 新潟	45	18	39	102	23	21	62	106	70	96	81	247	44	0	0	44	0	0	0	0
16 山梨	25	16	14	55	17	19	23	59	39	35	31	105	21	0	0	21	1	0	0	1
17 長野	14	35	33	82	30	19	36	85	59	71	60	190	26	0	0	26	1	0	0	1
18 富山	29	19	14	62	17	8	24	49	50	37	26	113	34	0	9	43	0	1	0	1
19 石川	29	18	16	63	14	9	25	48	48	39	31	118	33	0	10	43	2	0	0	2
20 岐阜	28	7	25	60	27	14	34	75	100	73	66	239	19	1	12	32	0	1	0	1
21 静岡	20	43	32	95	47	40	136	223	170	140	123	433	28	0	31	59	1	0	0	1
22 愛知	55	44	53	152	130	75	133	338	313	291	213	817	43	0	0	43	5	1	0	6
23 三重	44	35	26	105	24	14	31	69	102	70	54	226	26	0	21	47	1	0	0	1
24 福井	21	12	9	42	3	5	16	24	20	18	18	56	26	0	0	26	1	1	0	2
25 滋賀	23	23	19	65	24	19	26	69	43	32	38	113	27	0	0	27	1	0	0	1
26 京都	12	12	32	56	77	21	40	138	152	105	63	320	55	0	0	55	1	1	1	3
27 大阪	32	48	16	96	236	146	240	622	588	424	261	1,273	85	0	0	85	6	2	2	10
28 兵庫	15	15	22	52	141	74	98	313	198	236	179	613	40	0	0	40	5	5	0	10
29 奈良	37	27	18	82	25	12	12	49	61	43	35	139	38	0	0	38	1	0	0	1
30 和歌山	24	19	16	59	19	11	14	44	65	36	30	131	36	0	0	36	1	0	0	1
31 鳥取	18	11	11	40	12	5	11	28	28	17	20	65	18	0	0	18	1	1	1	3
32 島根	17	6	8	31	14	4	10	28	32	23	22	77	29	0	4	33	0	0	0	0
33 岡山	10	3	8	21	52	27	45	124	0	0	52	52	55	0	0	55	2	0	0	2
34 広島	11	2	55	68	47	44	45	136	0	124	110	234	103	21	82	206	0	0	0	0
35 山口	27	19	31	77	26	15	20	61	61	54	58	173	40	0	0	40	0	0	0	0
36 徳島	22	18	14	54	14	3	12	29	37	36	28	101	65	0	0	65	1	0	0	1
37 香川	27	21	19	67	15	13	14	42	36	30	38	104	48	0	0	48	2	1	0	3
38 愛媛	36	30	20	86	18	9	26	53	42	57	40	139	63	0	0	63	2	1	0	3
39 高知	22	15	14	51	7	5	14	26	42	30	30	102	51	0	0	51	0	0	0	0
40 福岡	67	53	70	190	48	71	95	214	260	227	203	690	79	0	0	79	1	3	0	4
41 佐賀	26	16	20	62	13	10	18	41	38	35	39	112	32	0	0	32	0	0	0	0
42 長崎	54	29	26	109	18	21	36	75	80	60	53	193	50	0	0	50	0	0	0	0
43 熊本	51	32	26	109	21	25	26	72	64	67	57	188	40	0	0	40	0	0	0	0
44 大分	37	22	21	80	17	7	16	40	43	42	40	125	50	0	0	50	0	0	0	0
45 宮崎	34	18	20	72	17	9	29	55	39	41	42	122	39	0	0	39	0	0	1	1
46 鹿児島	54	28	30	112	18	13	15	46	65	66	61	192	47	0	0	47	0	4	0	4
47 沖縄	18	26	19	63	27	13	28	68	36	47	38	121	30	0	0	30	2	0	0	2
合計	1,553	1,358	1,391	4,302	2,205	1,522	2,376	6,103	4,835	5,085	3,702	13,622	2,217	22	170	2,409	53	35	9	97

9. 保 険 医 療 機 関 等 取 消 等 状 況

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等				保 険 医 等		
	名 称	区分	指 定 取 消 (相当) 年月日	返 還 額	主 な 事 故 内 容	氏 名	登 録 取 消 (相当) 年月日
北 海 道	香城歯科クリニック	歯	H25. 2. 28	17,784千円	付増請求、振替請求	香城 敦彦	H25. 2. 28
北 海 道	恵愛薬局円山調剤センター	薬	H24. 4. 1 【執行停止中】	精査中	架空請求、付増請求	山門 博昭、戸井 庸人	H24. 4. 1 【執行停止中】
青 森	笹森歯科中央クリニック (H20. 1. 26廃止) (一部の保険医は福島で処分)	歯	(H24. 6. 22)	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求、 その他の請求	佐久間 繁	H24. 7. 1
岩 手	アース調剤薬局 (H24. 8. 31廃止)	薬	(H24. 10. 4)	精査中	その他の請求	-	-
宮 城	台原整形外科	医	H24. 7. 1	精査中	架空請求	佐藤 隆司	H24. 7. 1
宮 城	よしろう内科 (H24. 10. 31廃止)	医	(H25. 1. 17)	精査中	その他の請求	堀川 正敏 (H24. 11. 11登録抹消)	(H25. 1. 17)
宮 城	トータル・デンタル・クリニック	歯	H24. 10. 1	精査中	付増請求	浜田 茂	H24. 10. 1
宮 城	藤薬局台原店	薬	H25. 1. 17	精査中	付増請求	-	-
秋 田	松井医院	医	H24. 11. 8	精査中	付増請求	松井 繁和	H24. 11. 8
福 島	笹森歯科中央クリニック (保険医療機関は青森で廃止)	歯	-	-	付増請求、振替請求、 二重請求、 その他の請求	笹森公太	H24. 7. 1
茨 城	東京医科大学茨城医療センター	医	H24. 12. 1 H25. 3. 1一部病床 等を変更し再指定	127,305千円	その他の請求	-	-
茨 城	ホスピタル坂東 (H24. 6. 30廃止)	医	(H24. 7. 11)	453,570千円	その他の請求	-	-
栃 木	神津耳鼻咽喉科 (H23. 1. 14廃止)	医	(H24. 9. 22)	1,278千円	その他の請求	-	-
千 葉	石橋歯科クリニック (H24. 7. 16廃止)	歯	(H24. 7. 20)	1,099千円	架空請求、付増請求、 振替請求、 その他の請求	石橋 祐一郎	(H24. 7. 20)
東 京	皮膚科形成外科青山	医	H24. 5. 25	5,503千円	架空請求、付増請求、 二重請求、 その他の請求	河野 多鶴子	H24. 5. 25
東 京	京成江戸川クリニック (H19. 10. 19廃止)	医	(H25. 2. 28)	精査中	その他の請求	小倉 暢夫	H25. 2. 28
東 京	二階堂歯科クリニック	歯	H24. 5. 9	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求	二階堂 和輝	H24. 5. 9
東 京	五反田イースト歯科 (H24. 4. 30廃止)	歯	(H24. 10. 19)	精査中	架空請求、付増請求	近藤 照彦	H24. 10. 19
神 奈 川	梶山歯科クリニック (H23. 12. 13廃止)	歯	(H24. 6. 22)	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求	梶山 晃	(H24. 6. 22)
新 潟	徐 医院 (H24. 2. 28廃止)	医	(H24. 4. 20)	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	徐 京子 (H23. 8. 31登録抹消)	(H24. 4. 20)
石 川	湯浅歯科医院	歯	H24. 9. 1	1,367千円	付増請求、振替請求、 その他の請求	湯浅 照	H24. 9. 1
岐 阜	加納クリニック	医	H24. 7. 1	精査中	振替請求、 その他の請求	加納 道久	H24. 7. 1
静 岡	医療法人社団翔健会熱海温泉病院 (H24. 3. 1廃止)	医	(H24. 9. 1)	精査中	付増請求、 その他の請求	-	-
静 岡	医療法人豊岡会はまなこ病院	医	H25. 3. 1	1,894,915千円	その他の請求	-	-
静 岡	幸治デンタルクリニック	歯	H24. 10. 12	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、 その他の請求	幸治 亮	H24. 10. 12
愛 知	うちこし眼科クリニック [CL] (H19. 4. 1廃止)	医	(H24. 5. 22)	精査中	振替請求	-	-
愛 知	医療法人豊岡会岡崎三田病院	医	H25. 3. 1	精査中	その他の請求	-	-

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指 定 取 消 (相当) 年月日	返 還 額	主 な 事 故 内 容	氏 名	登 録 取 消 (相当) 年月日
愛 知	寺本神経内科クリニック	医	H24. 5. 22	精査中	付増請求、 その他の請求	寺本 純	H24. 5. 22
三 重	むらた内科	医	H24. 12. 4	精査中	架空請求、付増請求、 その他の請求	村田 幸雄	H24. 12. 4
三 重	すずらん台歯科医院 (H24. 4. 1辞退)	歯	(H24. 4. 12)	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	長井 講有 (H24. 4. 1登録抹消)	(H24. 4. 12)
三 重	ヒシヤ薬局有限会社 (H23. 8. 21辞退)	薬	(H24. 10. 12)	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、 その他の請求	八田 實 (H23. 8. 21登録抹消)	(H24. 10. 12)
福 井	開発整形外科クリニック	医	H24. 12. 26	35,564千円	付増請求、振替請求、 その他の請求	-	-
滋 賀	近江アイクリニック [CL] (H22. 7. 31廃止)	医	(H25. 2. 12)	精査中	振替請求	-	-
京 都	ほり歯科医院	歯	H25. 3. 26	精査中	付増請求、振替請求、 虚偽報告、監査妨害	堀 竜平	H25. 3. 26
京 都	アリス薬局 (H24. 5. 31廃止)	薬	(H24. 12. 20)	11,462千円	その他の請求	田中 浩一	H24. 12. 20
大 阪	医療法人泰仁会白山病院 (H24. 4. 30廃止)	医	(H24. 5. 14)	6,970千円	付増請求、振替請求	-	-
大 阪	正司内科・クリニック (H24. 6. 8廃止)	医	(H24. 9. 6)	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	正司 夏男	H24. 9. 6
大 阪	むらた眼科 [CL] (H22. 10. 31廃止)	医	(H24. 10. 16)	精査中	振替請求	-	-
大 阪	よねだクリニック [CL] (H22. 10. 31廃止)	医	(H24. 10. 16)	精査中	振替請求、 その他の請求	-	-
大 阪	いちいクリニック [CL] (H23. 1. 31廃止)	医	(H25. 2. 12)	精査中	振替請求	-	-
大 阪	みやざき眼科 [CL] (H25. 3. 2指定辞退)	医	(H25. 3. 19)	精査中	振替請求	-	-
大 阪	やまざきクリニック [CL] (H20. 3. 31廃止)	医	(H24. 8. 6)	精査中	振替請求	-	-
大 阪	光井歯科医院 (H23. 9. 8廃止)	歯	(H24. 6. 1)	1,297千円	架空請求	光井 克郎 (H23. 10. 13登録抹消)	(H24. 6. 1)
大 阪	和田薬局	薬	H24. 4. 9	5,883千円	架空請求、付増請求	和田 威郎	H24. 4. 9
兵 庫	にしむらクリニック [CL] (H21. 3. 31廃止)	医	(H25. 2. 12)	精査中	振替請求、 その他の請求	-	-
兵 庫	にしむらクリニック [CL] (H22. 10. 31廃止)	医	(H25. 2. 12)	精査中	振替請求、 その他の請求	-	-
兵 庫	まつしまクリニック [CL] (H21. 6. 30廃止)	医	(H24. 8. 6)	精査中	振替請求	-	-
兵 庫	まつしまクリニック [CL] (H22. 6. 30廃止)	医	(H24. 8. 6)	精査中	振替請求、 その他の請求	-	-
兵 庫	すみおか眼科 [CL] (H22. 10. 25廃止)	医	(H24. 10. 16)	精査中	振替請求	-	-
兵 庫	なかもとクリニック [CL] (H23. 2. 28廃止)	医	(H24. 8. 6)	精査中	振替請求	-	-
兵 庫	よしだクリニック [CL] (H23. 2. 28廃止)	医	(H24. 8. 6)	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	-	-
兵 庫	よこやまクリニック [CL] (H23. 1. 24廃止)	医	(H25. 2. 12)	精査中	振替請求	-	-
兵 庫	むらた眼科 [CL] (H19. 6. 30廃止)	医	(H24. 10. 16)	精査中	振替請求	-	-
兵 庫	まつおか眼科 [CL] (H20. 12. 31廃止)	医	(H24. 10. 16)	精査中	振替請求	-	-
兵 庫	オガワ歯科医院	歯	H24. 8. 10	5,308千円	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	小川 高千穂	H24. 8. 10

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等																																									
	名 称	区分	指 定 取 消 (相当) 年月日	返 還 額	主 な 事 故 内 容	氏 名	登 録 取 消 (相当) 年月日																																								
兵 庫	浜名歯科医院	歯	H24.12.26	精査中	付増請求、振替請求、 その他の請求	濱名 得右	H24.12.26																																								
兵 庫	ヨネムラ歯科	歯	H25.1.25	5,021千円	架空請求、付増請求、 振替請求、 その他の請求	米村 幸城、鎌谷 雄之	H25.1.25																																								
兵 庫	前山調剤薬局	薬	H24.7.7	3,340千円	その他の請求	-	-																																								
奈 良	森田歯科医院	歯	H24.8.10	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求、 その他の請求	森田 彰浩	H24.8.10																																								
和 歌 山	みなとクリニック [CL] (H19.1.29廃止)	医	(H24.10.16)	7,227千円	振替請求	-	-																																								
岡 山	いろは皮膚科医院 (H21.12.31廃止)	医	(H24.5.25)	精査中	付増請求、振替請求	後藤田 浩三	H24.5.25																																								
広 島	水口医院	医	H24.7.31	精査中	その他の請求	-	-																																								
山 口	清水歯科診療所 (H22.2.15廃止)	歯	(H24.10.4)	1,262千円	架空請求、付増請求、 振替請求	清水洋一 (H22.3.15登録抹消)	(H24.10.4)																																								
徳 島	和田整形外科医院	医	H24.9.29	12,644千円	付増請求、振替請求、 その他の請求	-	-																																								
愛 媛	やぎクリニック [CL] (H19.6.12廃止)	医	(H25.3.1)	精査中	振替請求	-	-																																								
愛 媛	こもだ歯科 (H22.6.26廃止)	歯	(H24.4.26)	2,530千円	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求	薦田 浩詞 (H22.7.29登録抹消)	(H24.4.26)																																								
愛 媛	こもだデンタルオフィス	歯	H24.4.26	15,203千円	その他の請求	薦田 緑	H24.4.26																																								
愛 媛	和田歯科・矯正歯科	歯	H24.9.27	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求、 その他の請求	和田 修治	H24.9.27																																								
愛 媛	露口歯科医院 (H24.2.15廃止)	歯	(H25.2.21)	精査中	監査拒否	露口 晃宏	H25.2.21																																								
高 知	京町クリニック [CL] (H23.6.30廃止)	医	(H25.2.28)	精査中	振替請求	-	-																																								
高 知	酒井医院	医	H24.7.25	18,146千円	その他の請求	酒井 顯浩	H24.7.25																																								
福 岡	かばしま歯科医院	歯	H24.6.13	2,764千円	付増請求、振替請求、 二重請求	枕島 俊作	H24.6.13																																								
大 分	有限会社 長田薬局	薬	H24.12.11	6,705千円	付増請求	長田 節	H24.12.11																																								
<table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; vertical-align: top;">○保険医療機関等</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: center;">指定取消</td> <td style="width:15%; text-align: center;">指定取消相当</td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:15%; text-align: center;">○保険医等</td> <td style="width:10%; text-align: center;">登録取消</td> <td style="width:10%; text-align: center;">登録取消相当</td> </tr> <tr> <td>医 科</td> <td></td> <td style="text-align: center;">13件</td> <td style="text-align: center;">29件</td> <td></td> <td>医 師</td> <td style="text-align: center;">10人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>歯 科</td> <td></td> <td style="text-align: center;">13件</td> <td style="text-align: center;">9件</td> <td></td> <td>歯科医師</td> <td style="text-align: center;">20人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>薬 局</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5件</td> <td style="text-align: center;">3件</td> <td></td> <td>薬 剤 師</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">31件</td> <td style="text-align: center;">41件</td> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">35人</td> <td style="text-align: center;">7人</td> </tr> </table>								○保険医療機関等		指定取消	指定取消相当		○保険医等	登録取消	登録取消相当	医 科		13件	29件		医 師	10人	2人	歯 科		13件	9件		歯科医師	20人	4人	薬 局		5件	3件		薬 剤 師	5人	1人	計		31件	41件		計	35人	7人
○保険医療機関等		指定取消	指定取消相当		○保険医等	登録取消	登録取消相当																																								
医 科		13件	29件		医 師	10人	2人																																								
歯 科		13件	9件		歯科医師	20人	4人																																								
薬 局		5件	3件		薬 剤 師	5人	1人																																								
計		31件	41件		計	35人	7人																																								

※1 保険医療機関等取消(相当)年月日及び保険医等取消(相当)年月日のうち、括弧書きで記載した年月日については、取消相当年月日である。

※2 返還額は、平成25年10月末に各地方厚生(支)局より報告を受けているものである。

※3 保険医療機関等の名称の後に「[CL]」を付したものは、いわゆるコンタクトレンズ診療所に係る事案であることを示す。

- (参考) 1. 架空請求…… 実際に診療を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。
2. 付増請求…… 診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。
3. 振替請求…… 実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に替えて請求すること。
4. 二重請求…… 自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。
5. その他の請求…… ①医師数、看護師数等の標欠、②定数超過入院、③非保険医の診療、非医師の診療、業務上の傷病についての診療に関して請求すること、④保険医療機関以外の場所での診療に関して請求すること、⑤診療報酬点数表で請求できないこととされている診療行為(押し掛け往診、健康診断、無診察投薬等)に関して請求すること、⑥自己診療に関して請求すること等。

10. 保険医療機関等の取消等に係る主な事例

【 医 科 】

保険医療機関等名	不正の区分	返 還 金 額	不 正 の 内 容 等
(静岡県) 医療法人豊岡会 はまなこ病院	その他の請求	1,894,915 千円	<p>1. 監査に至った経緯 東海北陸厚生局に対し、看護要員が不足しているとの情報提供があり、施設基準の適時調査を実施したところ、届出内容と看護要員の勤務実態とが相違しており、施設基準等の届出・報告を偽っている疑いが濃厚となったことから、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・ 療養病棟入院基本料2の施設基準である看護要員1人あたりの月平均夜勤時間数が72時間以下という要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行い、療養病棟入院基本料2を算定し、診療報酬を不正に請求していた 等</p> <p>3. 処 分 等 平成25年3月1日 保険医療機関の指定取消</p>
(福井県) 開発整形外科クリニック	付増請求 振替請求 その他の請求	35,564 千円	<p>1. 監査に至った経緯 個別指導を実施したところ、診療録と診療報酬明細書及び関係書類との不一致等、診療内容及び診療報酬請求に関して不正及び不当が疑われたため、個別指導を中止し、患者調査を行うこととした。 患者調査を実施したところ、診療内容及び診療報酬請求に関して不正請求及び不当請求が強く疑われたことから、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・ 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた ・ 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の保険診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた ・ 慢性疼痛疾患管理料の算定日を置き換え、外来管理加算、消炎鎮痛等処置を算定し、診療報酬を不正に請求していた 等</p> <p>3. 処 分 等 平成24年12月26日 保険医療機関の指定取消</p>

【 歯 科 】

保険医療機関等名	不正の区分	返 還 金 額	不 正 の 内 容 等
(北海道) 香城歯科クリニック	付増請求 振替請求	17,784 千円	<p>1. 監査に至った経緯 北海道厚生局に対し、不正請求の情報提供があり、個別指導を実施したところ、診療内容及び診療報酬請求に関して不正及び不当が疑われたため、個別指導を中止し、患者調査を行うこととした。 患者調査を実施したところ、診療内容及び診療報酬請求に関して不正請求及び不当請求が強く疑われたことから、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・ 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた ・ 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の保険診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた 等</p> <p>3. 処 分 等 平成25年2月28日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>

【 薬 局 】

保険医療機関等名	不正の区分	返 還 金 額	不 正 の 内 容 等
(京都府) アリス薬局 (H24.5.31 廃止)	その他の請求	11,462 千円	<p>1. 監査に至った経緯 近畿厚生局に対し、「処方せんと異なる薬剤を患者に対して交付している。その中身は先発医薬品を後発医薬品に振り替えられている。薬剤は他薬局で予製されたものである。」等の情報提供があり、個別指導を実施したところ、調剤内容及び調剤報酬請求に関して不正及び不当が疑われたことから、個別指導を中止し、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果 ・ 保険調剤とは認められない調剤（他の薬局で予製された薬剤を用いた調剤）を行っているにもかかわらず、保険調剤を行ったとして調剤報酬を請求していた なお、他の薬局で予製された薬剤は、その一部について、処方せんに記載されている先発医薬品を後発医薬品に振り替えているにもかかわらず、先発医薬品を用いて調剤していた 等</p> <p>3. 処 分 等 平成24年12月20日 保険薬局の指定取消相当、保険薬剤師の登録取消</p>

※ 返還金額は、平成25年10月末に各地方厚生(支)局より報告を受けているものである。

(用語解説)

I 全般的事項

1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関または調剤薬局の申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。指定を受けることにより、いわゆる保険診療を提供できることとなる。

2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師または薬剤師の申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

3 不正請求

診療報酬の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

① 架空請求

実際に診療を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

② 付増請求

診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。

④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

⑤ その他の請求

- a 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- b 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- c 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合
- d 保険診療と認められないものを請求した場合(患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等。

4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例:「指導の要点」を診療録(カルテ)に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査または監査の結果、不正請求または不当請求が確認された場合に、同様の事故について保険医療機関等において自主点検のうえ地方厚生(支)局に提出した返還同意書に記載された金額。(ただし、新規個別指導については、指導時に指摘した金額のみ)本資料(※「9. 保険医療機関等取消等状況」を除く)における返還金額は、例えば指導に関するものであれば、次の額の合計額となる。

- ・平成24年度に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自主点検結果について、平成25年3月末までに地方厚生(支)局において返還同意書を受領したもの
- ・平成23年度以前に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自主点検結果について、平成25年3月末までに地方厚生(支)局において返還同意書を受領したもの

※「9. 保険医療機関等取消等状況」における返還金額は、当該資料の※2のとおり。

II 指導関係

1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。(健康保険法第73条等)

実施対象や方法等により集団指導、集团的個別指導、個別指導に分類される。

2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する(特定)共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置(経過観察・再指導・要監査)が採られる。

3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

4 集团的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

III 適時調査関係

1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約300種類の施設基準がある。

2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

IV 監査関係

1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う(健康保険法第78条等)

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置(取消処分・戒告・注意)が採られる。

本資料における監査件数(人数)は、平成24年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等(保険医等)の件数(人数)を計上している。

2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

3 取消相当

本来、取消処分(保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消)を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。